

耐震まちづくり活動助成実施要項

1 事業の目的

この地域では東海地震や東南海地震の発生が危惧されており、住宅の耐震化の推進が急務となっています。

住宅の耐震化を進めるためには、所有者への働きかけが重要ですが、地域の防災まちづくりとして地域ぐるみで耐震化に取り組むことが効果的であると考えられます。

また、耐震改修の推進に関しては、地域における建築専門家の協力が重要であり、地域における木造住宅耐震補強推進協議会等の組織化が求められています。

財団法人愛知県建築住宅センターは、これまで木造住宅等建築物の耐震診断事業を実施するなど愛知県における住宅の耐震化について一定の役割を果たしてきました。

今回は、愛知県における住宅の耐震化に向けて地域の町内会、自治会など地域組織が進める防災まちづくりと耐震改修の地域推進組織の立ち上げの資金を助成することにより耐震化社会の形成を促進します。

そこで、地域組織として防災まちづくりの質を高めて実施しようとする団体と、耐震改修の地域推進組織を設置しようとする団体、グループを募集することとし、その条件を定めるものです。

2 募集内容

(1) 地域組織の取り組む防災まちづくり

- ①町内会、自治会、自治区、自主防災会などの地域組織
- ②助成を受ける団体は、愛知県が募集する防災まちづくり団体の登録を行うこと
(別添「平成19年度愛知県防災まちづくり募集要項」参照)
- ③地域組織は防災まちづくりに関する計画を作成し、その構成員に周知し、実現に努力するとともに、平成20年度末に実施状況を点検し、助成団体に報告する。
- ④防災まちづくりに関しては、地震時に被害を減少させる取り組みを含む活動とし、具体的には住宅の耐震化、家具の対策、ブロック塀など屋外の安全対策、災害時の安否の確認や被災者の助け出しのシステム作りのいずれかの活動を含むものとしします。

(2) 地域の耐震改修推進組織

- ①市町村単位又は数市町村をまとめた形で、耐震改修を推進するために、建築士、大工、その他建築の専門家を含めた組織を設立しようとする団体又はグループ
(〇〇市木造住宅耐震補強推進協議会準備会等)
- ②平成20年度中に設立総会を実施するもの

3 応募資格

○防災まちづくりに関しては、地域組織として応募することについて役員会等で了承されているものであること。

○地域の耐震改修推進組織に関しては、地域における耐震診断、改修を推進して